

お客様へのお知らせ

緊急事態宣言発令に伴う 定期券の特例払戻しについて

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、定期券の払戻しをされるお客様について、緊急事態措置期間開始日(2021年5月16日)の前日(15日)以降の、アストラムラインでの定期券およびチャージ分の最終ご利用日に遡って払戻しいたします。

■対象定期券

通勤定期券（乗継定期券含む）、学生定期券（乗継定期券含む）、シニア 65 定期券の内、2021年5月15日以前に発行した定期券で、2021年5月15日時点で通用期間が残っているもの。

※払戻しの取扱いが出来なくなりますので、定期券を更新される前に払戻しを申し出てください。

■取扱期間

2021年5月16日（日）から当面の間
（取扱終了日は追ってお知らせいたします。）

※払戻しで定期券取扱窓口にお越しの際、アストラムラインをご利用されるお客様は、改札機を使用せず駅係員にお申し出ください。係員不在の場合は窓口付近、又は券売機付近のインターホンでご案内いたします。

■払戻額の算出

弊社の規定により計算した額を払戻しいたします。

（所定の払戻手数料がかかります）

※経過日数が多い場合は、払戻額が少額又は0円になる場合があります。